

關係資料 2

事務連絡

令和5年2月22日

都立学校 御中

教育庁指導部指導企画課体育健康教育担当

学校における体育活動中の事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶について

このことについて、別添写しのとおり、令和5年2月13日付事務連絡「学校における体育活動中の事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶について」により、スポーツ庁政策課企画調整室及び地域スポーツ課から連絡がありました。

つきましては、同事務連絡に加え、これまでに東京都教育委員会が発出した下記の通知に基づき、引き続き学校における体育活動中の事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶にお取り組みいただきますようお願いいたします。

記

- ・「水泳授業等におけるスタートの取扱いについて（通知）」
(平成28年11月24日付28教指企第1009号)
- ・「平成29年度以降の都立学校における『組み体操』等への都教育委員会の対応方針について（通知）」
(平成28年12月22日付28教指企第1140号)
- ・「『体育的行事における安全対策ガイドライン』の送付について（通知）」
(平成29年4月10日付29教指企第68号)
- ・「『生徒のバランスのとれた心身の成長や学校生活に向けて一部活動に関する総合的なガイドライン』の配布について（通知）」
(令和元年8月30日付事務連絡)
- ・「体罰根絶に向けた総合的な対策について（通知）」
(平成26年1月23日付25教指企第1157号)

都立学校長 殿

教育庁指導部体育健康教育担当課長
伊 東 直 晃
(公印省略)

熱中症事故の防止について（通知）

このことについて、別添写しのとおり、令和4年4月28日付4教参学第2号により文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長及び文部科学省初等中等教育局教育課程課長から依頼がありました。

これまで、環境省と文部科学省では「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」を作成しています。また、昨年度から運用が開始された「熱中症警戒アラート」については、環境省のホームページにて情報提供されています。

つきましては、本手引き及び熱中症警戒アラートを活用した熱中症対策が掲載されている危機管理マニュアル等の見直し・改善を行うなど、熱中症の予防に努めるとともに、下記及び別添写しの記載事項に十分留意して、熱中症事故防止の徹底を図るようお願いいたします。

記

- 1 熱中症は、未然に防止できることや、幼児・児童・生徒の健康や生命に甚大な影響を与えることを、学校全体及び指導者が十分に認識した上で指導に当たること。
- 2 幼児・児童・生徒の健康管理を適切に行い、一人一人の状況に応じて必要な対策を個別に講じること。
- 3 部活動をはじめとする教育活動全般において、天候・気温、活動内容・場所等の状況により、延期又は中止等の柔軟な対応を検討すること。
- 4 活動する場合においては、環境条件を考慮して、活動量・内容・時間・場所等を変更するなど熱中症予防対策を徹底するとともに、水分・塩分の補給や休憩を励行し、適切に対策を講じること。
また、熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期に水分・塩分補給、体温の冷却、病院への搬送等適切な処置を行うこと。
- 5 気候の状況等により、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、マスクを外すよう対応すること。その際は、換気や児童・生徒等の間に十分な距離を保つ、近距離での会話を控えるなどの配慮をすることが望ましいが、熱中症には命に関わる危険があることを踏まえ、熱中症への対応を優先すること。
また、体育の授業及び運動部活動におけるマスクの着用は必要ないが、感染リスクを避けるためには、児童・生徒の間隔を十分に確保すること。
なお、幼稚部においては、幼児がマスク着用によって息苦しくなっていないかどうかについて、教職員及び保護者が十分に注意することや、幼児の調子が悪い場合や持続的なマスクの着用が難しい場合には無理して着用させる必要はないことについて、特に留意すること。
- 6 政府においては、毎年4月1日～9月30日を実施期間として、「熱中症予防強化キャンペーン」を実施していること、また、環境省では、熱中症予防情報サイトにおいて暑さ指数（WBGT）を情報提供していることについて、教職員・幼児・児童・生徒への周知を徹底し、熱中症予防の取組を推進すること。

部活動検討委員会設置要項

令和4年7月15日

指導推進担当部長決定

(設置)

第1 東京都教育委員会に次の事項を目的とし、「部活動検討委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

- (1) 区市町村立中学校等及び都立中学校・高等学校等における教員の負担軽減、生徒の自主的・自発的な活動、科学的トレーニングの積極的導入等による合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進、生徒の多様なニーズに応じた活動等による部活動の充実
- (2) 子供たちのスポーツに親しむ機会を確保するため、学校と地域が協働・融合した形でのスポーツや芸術文化等の活動のための環境整備等

(所掌事項)

第2 委員会は、次に掲げる事項について具体的に検討を行うものとする。

- (1) 中学校等における部活動の地域移行に向けた持続可能なスポーツ環境の構築
- (2) 「運動部活動の在り方に関する方針」及び「文化部活動の在り方に関する方針」の円滑な実施
- (3) 「部活動に関する総合的なガイドライン」の活用
- (4) 地域のスポーツ団体、部活動指導員及び外部指導者等の活用
- (5) 部活動の推進に係る諸事業(生徒にニーズに応じた活動、競技力向上等)の取組評価
- (6) その他必要な事項

(構成)

第3 委員会は、委員長及び委員により構成する。

- 2 委員長は、教育庁指導推進担当部長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員長は、会議を招集し、主宰する。
- 4 委員は、年度ごとに、学校教育及び社会教育関係者並びにスポーツ振興

及び文化振興行政関係者の中から委員長が委嘱する。

(分科会)

第4 発達の段階に応じた専門的事項の検討を行うため、必要に応じて分科会を置くことができる。

(意見聴取)

第5 委員会は、必要に応じて関係者又は関係職員の出席を求め、その意見を聴取することができる。

(設置期間)

第6 委員会の設置期間は、毎年度、第1回委員会の実施日から当該年度3月31日までとする。

(事務局)

第7 委員会の事務を処理するため、教育庁指導部指導企画課に事務局を置く。

2 事務局長は、教育庁指導部体育健康教育担当課長の職にある者をもって充てる。

3 委員会の庶務は、教育庁指導部指導企画課が行う。

(その他)

第8 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要項は、令和4年7月15日から施行する。

令和4年度 部活動検討委員会 委員名簿

【委員会】

		職	氏 名
1		教育庁指導推進担当部長 (委員長)	瀧沢 佳宏
2		生活文化スポーツ局企画担当部長	吉原 宏幸
3	校長会	東京都中学校長会 副会長 (中体連担当) (中央区立晴海中学校 校長)	藤江 敏郎
4		東京都中学校長会 副会長 (中文連担当) (千代田区立麴町中学校 校長)	長田 和義
5		東京都公立高等学校長協会 副会長 (都立小山台高等学校 統括校長)	井上 隆
6		東京都立特別支援学校長会 会長 (都立久我山青光学園 統括校長)	丹野 哲也
7	学校体育連盟 学校文化連盟	東京都中学校体育連盟 会長 (世田谷区立桜木中学校 校長)	大塚 洋一
8		東京都中学校文化連盟 会長 (大田区立雪谷中学校 校長)	柳 歆子
9		東京都高等学校体育連盟 会長 (都立府中高等学校 校長)	奥秋 將史
10		東京都高等学校文化連盟 会長 (都立八潮高等学校 校長)	鶴田 秀樹
11	区市町村 教育委員会	特別区指導室課長会代表 (中野区教育委員会指導室長)	齊藤 光司
12		東京都市管理指導室課長会代表 (三鷹市教育委員会指導課長)	長谷川 智也
13	地域運動部活動 推進事業地区	渋谷区スポーツ部スポーツ振興課長	田中 豊
14		杉並区教育委員会事務局学校支援課長	宮崎 敬司
15		日野市教育委員会教育部参事	長崎 将幸
16	保護者	東京都公立中学校PTA協議会 会長	関口 哲也

【事務局】

1	教育庁指導部体育健康教育担当課長 (事務局長)	伊東 直晃
2	教育庁指導部 全国高等学校総合文化祭担当課長	宮嶋 淳一
3	子供政策連携室子供政策連携部 子供政策調整担当課長	渡邊 貴志
4	生活文化スポーツ局総務部企画担当課長	伊東 亜希子
5	教育庁総務部企画担当課長	岐下 英男
6	教育庁総務部企画調整担当課長	森川 比呂志
7	教育庁都立学校教育部高等学校教育課長	臼井 宏一
8	教育庁地域教育支援部生涯学習課長	荒木 進太郎
9	教育庁指導部義務教育指導課長	市川 茂
10	教育庁人事部人事計画課長	奥富 洋一
11	教育庁人事部職員課長	大木 琢
12	教育庁人事部主任管理主事	金木 圭一
13	教育庁指導部主任指導主事 (体育健康教育担当)	大村 賢治
14	教育庁指導部主任指導主事 (体育健康教育担当)	堀口 俊英
15	教育庁指導部指導企画課統括指導主事	升屋 友和
16	教育庁指導部指導企画課統括指導主事	小宮山 詠美
17	教育庁指導部指導企画課指導主事	楠本 祐也
18	教育庁指導部指導企画課指導主事	濱島 浩二
19	教育庁指導部指導企画課指導主事	荒井 香織
20	教育庁指導部指導企画課指導主事	谷川 圭
21	教育庁指導部指導企画課指導主事	菊地 誠
22	教育庁指導部指導企画課課長代理	北原 祐希